



Vol. 17 第2回定例会

す だ
須田こうへい

県政レポート

立憲民主党・民権クラブ

横浜市旭区政務活動事務所
〒241-0022 旭区 鶴ヶ峰2-9-11 ビッグフィールド2F-2
TEL.045-444-9445 FAX.045-444-9445
E-mail:sudamame.net@email.com

須田こうへい プロフィール

- ◆ 神奈川県議会議員(横浜市旭区選出)…30,961票でトップ当選
- ◆ 所属党派:立憲民主党・民権クラブ
- ◆ 早稲田大学商学部卒業 / 巣鴨学園卒業
- ◆ 元・江田憲司公設秘書、古賀茂明Forum4メンバー
- ◆ コンサル会社を経て、輸入車ディーラー取締役。後に保険代理店代表。
民間経営者×秘書経験の「現場力」

- ◇政治信条「改革はするが、戦争はしない」
「政治は社会的弱者のためにある」
- ◇総務政策常任委員会…横浜へのカジノ誘致にNO!
- ◇学童保育、ボーイスカウト・ガールスカウト、女性活躍、
武道振興(※柔道初段)、海外親善等の議連所属
- ◇横浜市青少年指導員経験 / 南本宿町在住

「カジノよりコロナ、博打より命! 県民の命と暮らしを守る政治を!!」

全果に悪影響！

IRカジノは毒リンゴ！

県民・事業者の皆様にご感染予防のための更なる行動変容をお願いするには、納得と共感が必要です。科学的なデータ分析に基づいたコロナ対策や、ワクチンや協力金などの迅速な対応、そして、何より政治への信頼が必要です。特に旭区住民の皆様からは、横浜へのIRカジノ誘致について反対の声を多くいただきます。

IRカジノも須田こうへいの所属する総務政策常任委員会の所管事項であり、県は広域自治体として市と協議をしていく立場です。今は、カジノよりコロナ、博打より命、IRよりPCR、IRへの予算と人員をコロナ対策に徹底的に回すべきと考えます。「まっとうな政治」を取り戻し、県民の命と暮らしを守る政治を実現してまいります。

※裏面に右「IRカジノは毒リンゴ!」の詳しい解説がありますので、ぜひご覧ください!



詳しくは裏面へ！



①なぜ「横浜へのカジノ誘致」が毒リンゴなのか？

政府や推進派は、観光収入や税収増など、IRの経済効果を強調します。しかし、「外国人観光客を取り込んで外貨を獲得する」と言っても、実際のターゲットは日本人です。海外カジノ事業者中心による運営で、日本の富が海外へ流出する仕組みとなっており、保守層からも批判されています。

また「三密」回避が必須で、インバウンド（訪日観光客需要）が期待できないコロナ禍の現在はもちろん、以前からカジノ産業は斜陽化が進み、既にオンラインカジノに移行していることから、今後、時代遅れのIR型カジノでは大きな収益は望めず、税収増の効果も期待通りにはなりません。

さらに、カジノによって生じるギャンブル依存症患者の増加や治安の悪化などへの対策は、神奈川県はIR法で規定は「週3でカジノ通い」ができるなど、実効性がありません。IRの悪影響によって生じる社会的コストや負の経済効果についての調査・検証もなされていません。（韓国では1.6兆円の経済効果に対し7.8兆円の社会的コストがかかり、差し引きマイナス6兆円の負の経済効果！）最後に、IR法では一度契約を交わすと自治体は35年間カジノ事業を止めることができません。政府も横浜市もIRカジノをおいしいリンゴに見せかけていますが、実体は一度食べると後戻りできない毒リンゴです。神奈川県として慎重な立場で市と協議すべきです。

アジア・欧米豪訪日外国人旅行者の意識調査

どの施設に行ってみたいですか？（3つまで選択、％）

順位		全体	アジア全体	欧米豪全体
1	商業施設(ショッピングモール)	42	50	27
2	アミューズメント施設	40	47	28
3	ホテル	40	39	43
4	温泉施設	35	39	28
5	劇場・映画館	22	21	22
6	国際会議場・展示施設	13	15	9
7	スポーツ施設	10	10	10
8	カジノ	9	9	9

↑中国は海外賭博に厳しい規制。また、シンガポールカジノはジャンケット(VIP仲介業者)依存で、日本のIRカジノではニーズが見込めない。さらに、利益の約7割は海外へと流出。→

観光の振興

●インバウンドを含むIRへの訪問者数
2,000万～4,000万人/年
うち国内観光客割合：66～79%

●IR区域内での消費額
4,500億～7,400億円/年

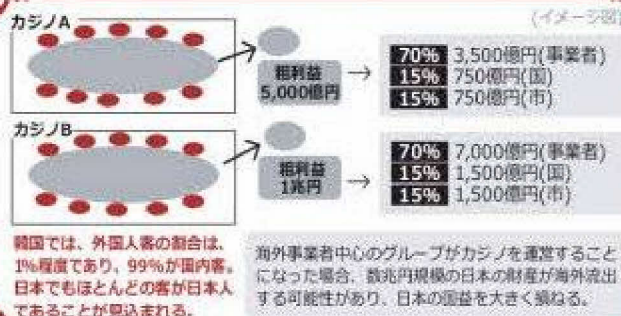
●経済波及効果(間接効果含む)【推定】
建設時：7,500億～1兆2,000億円
運営時：6,300億～1兆1,000億円

●雇用創出効果(間接効果含む)【推定】
建設時：77,000～127,000人/年
運営時：77,000～127,000人/年

横浜市が作成した、IRの経済的社会的効果試算に関する資料には、IRへの訪問者数について、国内観光客割合66～79%と書かれていた(※現在は削除)

地域経済の振興

財産が吸い取られる仕組み



②治安の悪化、ギャンブル依存症への対策は神奈川県の責務

神奈川県はIRに関し、警察行政による治安対策、ギャンブル依存症対策などについて責任があり、市との協議が求められます。

治安面では、反社会的勢力によるマネーロンダリングの他、韓国カンウォンランドの事例では凶悪犯罪も5倍以上に増加、治安と風紀が大幅に悪化しました。特に、青少年への悪影響が懸念されます。

依存症については、厚生労働省の推計では日本国内には320万人ものギャンブル依存症患者がいるとされています(右図)。ギャンブル依存症患者は多額の借金を重ねて自己破産することが多く、自殺したり、家庭が崩壊するケースも後を絶たず、本人だけでなく周囲も不幸に陥れてしまいます。また、どんな人も依存症になる可能性があり、回復はしても決して完治することはないとされています。

米国の事例では、ギャンブル依存症患者への生活支援や医療費などの社会的コストは一人あたり年間約50万円と試算されています。すなわち、個人の自己責任で片づけられる問題ではなく、行政の供給者責任が問われる問題です。さらにカジノ施設から80km圏内に居住する人のギャンブル依存症罹患率は他地域の2倍になると報告されています。横浜の山下ふ頭にカジノが誘致されると、半径80kmの範囲には東京都・神奈川県の全域が含まれます。神奈川県内はもとより、首都圏全体の自治体に深刻な負の影響を与える上、誘致地以外の地方自治体には税収も全く入りません。(右図参照)

神奈川県は未病改善(病気になる前の体質改善)を重点政策としておりますが、本県として、最良の治安維持対策、最大のギャンブル依存症対策は「そもそもIRカジノを作らないこと」なのです。

ギャンブル依存症は、不幸の連鎖を招く



世界主要国のギャンブル依存症が疑われる人の割合

国名	調査年度	割合
日本	2017年	3.6%
オランダ	2006年	1.9%
フランス	2011年	1.2%
スイス	2008年	1.1%
カナダ	2005年	0.9%
イタリア	2004年	0.4%
ドイツ	2009年	0.2%

病気として認知されにくいギャンブル依存症

ギャンブル依存症経験者数(推計)

320万人

潜在的なアルコール依存症患者数

約57万人

アルコール依存症患者数

約12万人

↑日本はすでに成人の「100人に3人」がギャンブル依存症という超ギャンブル大国。パチンコ・スロットの影響も大です。カジノを機に依存症への社会的な理解が進み、対策が進むことが重要です。単なる反対運動ではなく、未来のための大切な取組なのです。



③地域住民の声を反映した「対案」と「未来のビジョン」を!

神奈川県政および横浜市政において最も大切なことは、どんな未来を目指すのかというビジョンです。人の不幸の上に成り立つIRカジノではなく、県の掲げる「誰一人取り残さない社会」を実現できる政策でなければいけません。そもそも観光政策は横浜市単独で考えるべきでなく、神奈川県全体の課題ととらえることで二重行政を解消し、例えば日本の伝統文化や県内の風光明媚な四季の自然を生かすなど様々な知恵を出していくべきです。まちづくりでも、子育て支援や医療・教育環境の充実など、住民から選ばれる自治体を目指すべきでしょう。

また、経済政策としても、囲い込み型のIRでは地域消費のカニバリゼーション（共食い現象）が発生します。海外ではカジノにより4～6割の地元消費が置き換えられ、雇用効果の7割が失業で失われた事例もあります。IRの対案として、周辺地域との回遊型、かつ「カジノなしの再開発」であれば、建築需要等の経済効果はそのままに雇用も純増、何より負の経済効果が全くありません。

山本理顕設計工場のグループ による次世代都市の提案

ハーバーリゾート協会の開発構想



建築家の山本理顕氏のグループがIR誘致の代案として提案するのは、職住一体型の都市構想。ベネチアやアムステルダムのように、住人たちの固有の暮らし方が魅力ある景観をつくりだし、日常の営みそのものを観光資源として活用するというコンセプトである。つまり“主人公”はそこに生きる人々。総事業費は約3,000億円、水路をめぐる低層建築物の住宅やホテル、商業空間や展示場を整備する計画である。

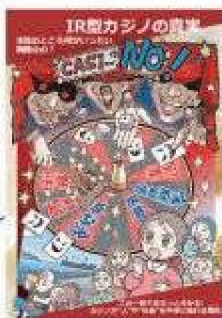
現IR構想は敷地面積3%以内のカジノが全体の利益の7～9割を占める計画です。カジノがなければ必ず赤字になる事業計画そのものに無理があります。マーケティングデータに基づき、黒字となる適正規模での真の統合型リゾート計画が必要です。

	IR/カジノ導入	HR(ハーバーリゾート)開発
来場者数	年間3000万人	年間2000～3000万人
経済波及効果	年間7000～9000億円	年間2兆円以上
雇用創出効果	3～4万人	3万人以上
市増収	800～1200億円	800億円以上(負の負担なし)
デメリット	ギャンブル依存症 青少年への悪影響 風俗環境の悪化 反社会勢力の関与、マネロン	カジノ導入で発生するような デメリットは無し

※いずれもコロナ禍以前における試算

カジノ特集冊子をお届けします

IRカジノの政策パンフレットをお届けに伺います。右のお葉書や裏面QRコードなどより、須田こうへい事務所までお気軽にご連絡ください。



無料でお届けします!あわせて
県民の声をお聞かせください!

コラム：神奈川の明日に種をまこう!

須田こうへい事務所は事務所スタッフ（政務活動員）を募集しております。政治へのご関心がある方、自治会・PTA等でボランティア活動をされていた方など、ぜひお問い合わせください。昨年は、大学生スタッフさんの頑張りで、右下QRの本会議一般質問の様子を動画編集いたしました。特に地方議会が活動内容が知られていないため、広報・広聴活動をいっそう強化してまいります。

須田こうへい事務所では政務活動費（私達の税金が原資!）もスタッフに全て公開し、会計作業を共に行っています。公平・公正な政治を自ら実践してまいります。



※法令を遵守し、「須田こうへい」の政治活動のみ使用いたします。（須田こうへいのご承認のもと、掲載させていただきます）

氏名		フリガナ		TEL	045-
住所		横浜市港北区	FAX	045-	
E-mail		建物名	Mobile		
連名①		ご支援内容		☐ 県政レポート定期送付のお申込み ☐ カジノ小冊子お届け ☐ 政務活動ボランタリーのご掲示 ☐ ボランティア・サポーターご登録	
連名②		連名③			
ご意見・ご要望など					

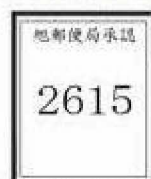
いのちと暮らしを守る、県の新型コロナウイルス感染症対策

生活にお困りの県民の皆様へ

※最新情報は神奈川県ホームページをご確認ください。

給付金(もらえるお金)	休業期間中の賃金の未払い	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業前賃金の 80% 1日上限11,000円	休業させられた中小企業の労働者及び大企業の一部の非正規雇用労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、休業支援金を支給します。 ※大企業の一部の非正規雇用労働者のうち、令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業については60%となった方を対象に総合支援資金の再貸付を実施します。
	業務や通勤などで発症	労災保険の休業補償	平均賃金の 80% 補償	業務又は通勤に起因して新型コロナウイルスを発症したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象(平均賃金の80%を補償)となります。
	感染・感染の疑いで無給や減給	国民健康保険の傷病手当の支給		新型コロナウイルスに感染したり感染が疑われたりして無給や減給になった場合に、傷病手当を受けとれる場合があります。
	収入減で家賃が払えない	住居確保給付金の支給		休業等による収入減少で住居を失うおそれのある方に対し、家賃相当額(上限あり)を支給します。 ※令和3年6月末までの間、支給がいったん終了した方に対して3か月間の再支給が可能
貸付	休業・失業等で生活資金に不安	緊急小口資金 一時的な資金が必要な方 (主に休業された方等向け)	無利子貸付 最大 20万円	⇒据置期間:貸付日から1年以内(令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付は、令和4年3月末まで延長) ⇒返済期間:2年以内
		総合支援資金(生活支援費) 生活の立て直しが必要な方 (主に失業された方等向け)		単身世帯 月15万円以内 複数世帯 月20万円以内 ⇒据置期間:貸付日から1年以内(令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付は、令和4年3月末まで延長) ⇒返済期間:10年以内 ※緊急小口資金および総合支援資金の貸付が終了となった方を対象に総合支援資金の再貸付を実施します。

詳細はお問い合わせください。事業者の方向けや、国や横浜市の施策もございます。



2418790

横浜市旭区鶴ヶ峰2-9-11
ビッグフィールド2F-2
須田こうへい事務所 行
FAX:045-444-9445

差出有効期間
2023年
6月 6日まで
(切手不要)



皆様のお声をお聞かせ下さい。(地域のお困り事、県政へのご意見など)

猶予

納税が
今は厳しい
(県税納税の猶予)

収入の減少など県税を納付できない
事情のある方については、納税を猶予
する制度があります。

国民年金保険料
等が払えない
(国民年金保険料
免除・納付の猶予)

失業、事業の廃止(廃業)又は休止の届出を
行っている方など一時的に国民年金保険料
を納付することが困難な場合、一定の要件に
該当する方は、国民年金保険料の免除や納
付の猶予が適用できる場合があります。
無給や減給になった場合に支給(要件あり)

水道料金等の
支払いが厳しい
(支払い猶予)

上下水道料金の支払いが困難になっ
た方を対象に支払いの猶予が受けら
れる場合があります。

県民の皆様



事業者の皆様



協力金の交付手続についてもご相談ください。

最新情報は
facebook
で発信中!



県民の声をお聞かせください!
(下記QRからメールでも送れます)
FAX:045-444-9445

声を、力に。

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰2-9-11 2F-2
TEL:045-444-9444 FAX:045-444-9445
HP:<https://www.sudakohei.net>
Eメール:sudamame.net@gmail.com

